

「プレスポしぶや」サブスク会員規則

第1条（定義・適用）

「プレスポしぶや」会員規則（以下、「本規則」という）は、PLAY！SPORTS SHIBUYA パートナーズが運営する「プレスポしぶや」（以下、「本クラブ」という）の会員ならびに本クラブの入退会に関して適用します。

第2条（目的）

本クラブは、会員がスポーツプログラムやトレーニングジム・プールの個人利用を通じて、心身の健康維持増進・スポーツ実施率の向上を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブの運営・管理（メンバー資格の変更、会費・諸費用の収受、本規則の変更等の手続きを含む）は、指定管理者のPLAY！SPORTS SHIBUYA パートナーズ（以下、管理者という）が行います。

第4条（会員制）

本クラブは、会員制とし、会員はすべて、プレスポしぶやの会員区分のいずれかに登録され、本規則・細則・施設利用規則（以下、「諸規則」という）に基づいて利用できます。

第5条（入会）

本クラブに入会できる方は、下記の各号に該当する方とします。

- (1) 本規則及び施設利用規則を承認し、入会を希望する方
- (2) 医師から運動を禁止されていない方
- (3) 暴力団等反社会的行為を犯す恐れのある団体等に関係していない方
- (4) その他、管理者が認める方

第6条（入会手続き）

本クラブへの入会希望者は、本規則に同意のうえ、下記の各号に定める手続きを行わなければなりません。

- (1) 所定の申込方法により入会申込を行い、「仮会員」となります。管理者が入会を承諾したうえで、会員区分に従って管理者の定める所定の費用等を支払うことをもって会員資格を取得します
- (2) 「仮会員」の有効期限は、登録日より2ヶ月とします。その間に管理者が入会を承諾しない場合は、仮会員登録を抹消します
- (3) 前号に定める入会申込を行った場合でも、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程および審査の内容は開示されません

- (4) 未成年者の入会希望者は、所定の書類により親権者の同意を得ることを要します。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします
- (5) 未成年について定めた前号の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します

第7条（会費・入会金等）

会員は、管理者が定めた会費・入会金等（以下、「料金等」という）を管理者に支払わなければなりません。

- 2 料金等の額、支払時期および支払方法は管理者が別に定めます。
- 3 入会金は、入会時に支払わなければなりません。入会金は理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 4 一旦支払われた会費は、法令の定め、または本クラブが認める理由があった場合を除き、返還しません。

第8条（料金等の変更）

管理者は、社会経済情勢の変動に応じて、料金等を変更することがあります。

第9条（諸規則の遵守）

会員は、本クラブを利用する場合、諸規則を守らなければなりません。

第10条（損害賠償責任免除）

本クラブの諸施設の利用中に生じた会員の人的、物的事故については、管理者はその原因に責がある場合を除き、一切、損害賠償の責を負いません。

第11条（会員の損害賠償責任）

会員が、本クラブ利用中、自己の責に帰すべき事由により、管理者または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任の責に任ずるものとします。

第12条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は、他に相続・譲渡することはできません。

第13条（変更・退会の場合）

会員は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、

- 15日までに管理者に届け出なければなりません。
- 15日が休館日の場合は翌営業日に管理者に届け出なければなりません。
- 2 会員が退会を希望する場合は、所定の届出用紙に記入のうえ、会員証を添えて15日までに管理者に届け出なければなりません。
- 3 会員の休会制度はありません。退会届を届け出なければなりません。

第14条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失し会員としての如何なる権利も喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき

- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

第15条 (会員除名・資格停止)

会員が次の各号の一つに該当する場合は、管理者は、その会員を除名あるいはその会員資格を停止することができます。

- (1) 料金等の支払いを怠った場合
- (2) 本クラブの名誉を毀損、また他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合
- (3) 故意に本クラブの施設、設備を破損した場合
- (4) 諸規則に違反した場合
- (5) 本クラブ内において商行為を行った場合
- (6) 違法行為あるいは社会道徳を著しく逸脱する行為があった場合

第16条 (未払いの請求)

管理者は、本規則による、本クラブ会員資格を喪失した後も、料金等の未払い金を請求することができます。

第17条 (施設の閉鎖)

管理者は、下記の各号の場合、施設を閉鎖することができます。

- (1) 天災・地変、その他の理由により施設の利用が不可能と認められるとき
- (2) 運営上、重大な理由があるとき

第18条 (休業)

定期休業、施設設備点検その他のやむを得ない事由により、休業することがあります。予定されている場合には、その旨を事前に提示します。施設側の責による休業を除き免除は認められません。

第19条 (ビジター)

会員以外の方（以下、「ビジター」という）は、教室及び講座内容により有料での参加が可能です。

第20条 (諸規則の改正)

管理者が必要と認めた場合は、諸規則の改定を行うことがあります。この場合、改正した内容は会員すべてに及ぶものとします。

第21条 (その他)

その他本約款に定めない事項が発生した時は、その都度管理者が定めるものとします。

【細則】

第1条 (会員証)

管理者は、会員に対して会員証を発行し、会員は、次の各号のとおり会員証を取り扱うものとします。

- (1) 会員は、本クラブを利用する時は、会員証を提示しなければなりません
- (2) 会員証は会員本人のみが使用でき、他の人に貸与あるいは譲渡することはありません
- (3) 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに管理者へ届出、再発行の手続きをとらなければなりません

第2条 (会員区分)

会員は次のいずれかの区分に登録されます。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

2 会員の施設の利用範囲、条件については、管理者が定めたとおりになります。

第3条 (料金等)

- (1) 各会員は、定める料金システムに基づき、料金等を支払うものとします
- (2) 個人会員は、施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により料金等を支払うものとします

料金表

種別	会費	対象
中高生	3,300円(税込)	12歳以上18歳に達した日以降における 最初の3月31日まで 渋谷区在住者・在勤者・在学者
一般	5,500円(税込)	18歳以上の渋谷区在住者・在勤者・在学者
高齢者	3,300円(税込)	60歳以上渋谷区在住者・在勤者・在学者
障がい者	3,300円(税込)	渋谷区在住者・在勤者・在学者

※消費税にかかわる法律が改正された場合は改正後を適用します。

【施設利用規則】

第1条（利用）

会員は、管理者の定める諸規則に従って施設を利用することができます。

第2条（施設内における厳守事項）

会員は以下の厳守事項を守らなければなりません。

- (1) 利用施設内は全て禁煙です
- (2) 酒気を帯びた方の入場はお断りします
- (3) スタジオプログラムは、屋内シューズにての利用となります
- (4) 施設内におけるビデオ撮影・写真撮影は原則としてお断りします
- (5) スタジオ等で行う教室および講座は、原則プログラムの途中から参加できません
- (6) 本クラブ利用時は、スタッフの指示に従ってください

第3条（貴重品の取り扱い）

会員は以下の通り、貴重品を取り扱わなければなりません。

- (1) 貴重品は各自で保管してください
- (2) 施設内における紛失・盗難事故について管理者は、一切責任を負いません

2021年12月3日 改正